

平成25年5月21日  
第2490号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

○秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（44・環境管理課）……………1

### 告 示

○基本測量終了の通知（238・建設政策課）……………1

○都市計画の変更による送付図書の縦覧（239、240・都市計画課）……………1

○証紙売りさばき人の指定事項の変更の承認（241・会計課）……………2

### 公 告

○土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可申請を適当とする旨の決定（北秋田地域振興局農林部）2件…2

○土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………2

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………2

○土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………3

## 規 則

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月二十一日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第四十四号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の九の項中「の値が七十五」を「に規定する時間帯補正等価騒音レベルが六十二デシベル」に、「いう」を「いう。以下同じ」に、「当該区域」を「飛行場周辺区域」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第238号

平成24年秋田県告示第273号の基本測量について、平成25年3月29日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、五城目町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 縦覧に供すべき図書

五城目都市計画道路（3・4・8号林子巻線）の変更の総括図、計画図及び計画書

#### 2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

### 秋田県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、五城目町長か

ら都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書  
五城目都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所  
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

#### 秋田県告示第241号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第3項の規定により、次のとおり証紙売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	
	変 更 後	変 更 前
能代市日吉町1番24号 能代山本地区交通安全協会	能代市日吉町1番24号	能代市日吉町1番23号

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、北秋田郡上小阿仁村土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年5月22日から同年6月18日まで
- 3 縦覧場所 上小阿仁村役場産業課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、森吉町土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年5月22日から同年6月18日まで
- 3 縦覧場所 北秋田市役所産業部農林課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、河辺郡芝野堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名

秋田市雄和芝野新田字中台15番地 1	佐 藤 文 博
〃 雄和田草川字山崎82番地 1	藤 原 重 規
〃 雄和芝野新田字中台46番地	齊 藤 善 悦
〃 雄和田草川字本田143番地 1	佐 藤 浩 浩
〃 雄和椿川字鹿野戸97番地	堀 井 隆 嗣
〃 雄和田草川字沖村119番地	堀 井 進
〃 雄和芝野新田字寺沢37番地 1	加賀屋 勇 二
〃 河辺畑谷字中村 6 番地	稲 垣 靖
〃 河辺戸島字本町 2 番地	酒 田 健 一
〃 河辺畑谷字大又153番地	足 利 善 悦
〃 河辺戸島字中川原29番地	鈴 木 毅
2 就任理事の住所及び氏名	
秋田市雄和芝野新田字中台15番地 1	佐 藤 文 博
〃 雄和田草川字山崎82番地 1	藤 原 重 規
〃 雄和芝野新田字中台46番地	齊 藤 善 悦
〃 雄和田草川字本田143番地 1	佐 藤 浩 浩
〃 雄和椿川字鹿野戸48番地 1	金 茂 男
〃 雄和田草川字沖村119番地	堀 井 進
〃 雄和芝野新田字寺沢37番地 1	加賀屋 勇 二
〃 河辺畑谷字中村 6 番地	稲 垣 靖
〃 河辺戸島字本町 2 番地	酒 田 健 一
〃 河辺畑谷字大又153番地	足 利 善 悦
〃 河辺戸島字中川原29番地	鈴 木 毅
3 退任監事の住所及び氏名	
秋田市雄和芝野新田字中台96番地	齊 藤 清 孝
〃 雄和田草川字太田27番地	黒 埼 博
〃 河辺戸島字本町220番地 4	関 正 志
4 就任監事の住所及び氏名	
秋田市雄和芝野新田字上窪 3 番地 2	齊 藤 利 廣
〃 雄和田草川字太田27番地	黒 埼 博
〃 河辺戸島字本町220番地 4	関 正 志

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、にかほ市土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久